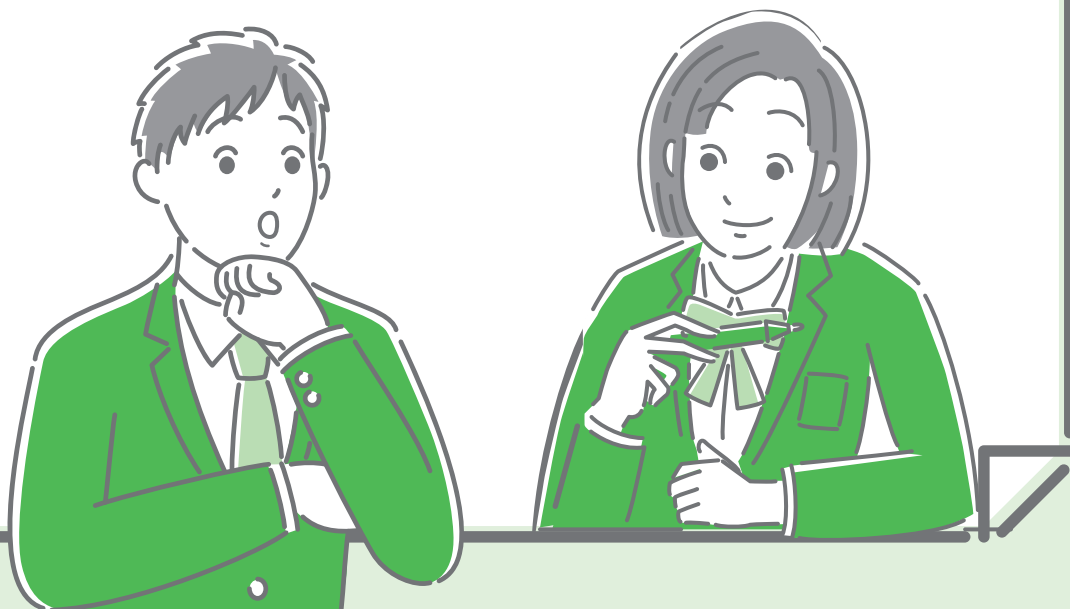


2027年度に国内の大学・短期大学・専門課程を置く専修学校に進学予定又は高等専門学校第4学年に進級予定の奨学金を希望する皆さんへ

給付奨学金案内

- ・この冊子では、原則として返還が不要な奨学金について、予約採用（進学前の申込み）を前提として説明しています。
 - ・この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、予約採用への申込みを希望する場合には、別冊「申込みのてびき」に従って申込みを行ってください。
- また、父母等あなたの生計を維持している人にもこの冊子を読んでもらい、給付奨学金制度の内容及びあなたが奨学金を利用することについて理解してもらってください。



※この冊子では、大学・短期大学・専門課程を置く専修学校への進学及び高等専門学校第4学年への進級を「進学」と表記しています。

知っておいてほしいポイント

◆給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、原則返す必要のない奨学金を支給するものです。この制度は意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう定められました。

◆授業料・入学金の減免も予約採用で同時に申し込みます

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます（16ページ参照）。申込手続きも同時に行う必要がありますので、**多子世帯向けの支援を含む（9ページ参照）授業料等減免を希望される場合も、給付奨学金にお申込みください。**

◆給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。進学後の学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、受け取ったお金を返すことが必要になることがあります。

◆給付奨学金を利用できる進学先

国又は地方公共団体が、給付奨学金の対象であることを確認した学校です。確認を受けていない学校へ進学した人は、本冊子で案内する給付奨学金の利用はできません。

◆支援区分の見直し

本人及び生計維持者の前年の所得金額等に基づき、毎年度10月に見直しがあります。

◆進学前には振り込まれません！

奨学金は、**進学後に振込みが始まります。**進学前に必要となる「入学金」等には利用できません。大学等への進学前に入学金などまとまった資金の準備が必要になる場合には、18ページをご確認ください。

目次	
奨学金制度	奨学金の手続き
① 対象機関（確認大学等）	① 申込みから支給終了までの流れ
② 申込資格	② 進学後の手続き
③ 選考基準（学力基準・家計基準）	<参考資料> 授業料等の減免について
④ 奨学金の支給金額	① 申請から認定まで
⑤ 多子世帯支援について	② 認定後の手続き
⑥ 第一種奨学金との併用（併給調整）	<参考資料> 進学前の資金の準備
⑦ 奨学金の支給方法	

【本冊子の用語】

- あなた**・・・奨学金を申し込む生徒等本人 **JASSO**・・・日本学生支援機構
- 高校等**・・・高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）、高等専門学校（第3学年）
- 大学等**・・・大学、短期大学、高等専門学校（第4学年以上）、専門課程を置く専修学校
- 生計維持者**・・・あなたの生計を維持している人で原則としてあなたの父母（詳細は[JASSOホームページ](#)）
- 採用候補者**・・・予約採用に申し込んで選考に通った人
- 社会的養護を必要とする人**・・・
- 満18歳となる前日に（満18歳となる前々日以前に申し込む場合は申込時点で）児童養護施設等（※1）に入所して（養育されて又は一時保護されて）いた人（※2）
- ※1 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親
- ※2 高校等を卒業することにより、満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所（養育・一時保護）の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所する（養育・一時保護される）こととなった人も含む
- 奨学金確認書兼地方税同意書**・・・奨学金確認書 兼 地方税情報の取扱いに関する同意書 兼 個人情報情報の取扱いに関する同意書

奨学金制度①

対象機関（確認大学等）

給付奨学金の採用候補者となった人が進学して奨学金の支給を受けられるのは、下表で対象としている国内の学校種別・課程のうち、**国・地方公共団体が給付奨学金の対象であることを確認した学校（確認大学等）**です。ただし、正規の学籍で在籍する場合に限り（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。



給付奨学金を利用する際は、進学予定の学校が対象となっているか確認しましょう。



◎支援の対象となる大学・短大・高専・専門学校一覧
(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

(表内の記号の意味)・・・ ○：支給対象 ×：支給対象外
△：支給対象か否かは進学先ごとに異なる

学校種別・課程		支給の可否
大学	学部・学科	○
	通信教育課程・放送大学（※1）	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程（※1）	○
	専攻科（※2）	△
	別科	×
高等専門学校	4・5年生（※3）	○
	専攻科（※2）	△
専修学校	専門課程（※4）	○
	通信教育課程（※1）	○
	専攻科（※2）	△

（※1）通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無にかかわらず、年に一度、年額が一括支給されます。

（※2）短期大学及び高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革・学位授与機構の認定を受けた専攻科（「認定専攻科」といいます。）に、専修学校の専攻科は、文部科学大臣が指定した専攻科（「適格専攻科」といいます。）に在籍している人に限ります。

（※3）高等専門学校は、第4学年に進級又は編入する場合のみ予約採用の対象となります。

（※4）専修学校高等課程、一般課程及び附帯教育は対象外です。



海外の大学等へ進学する場合は対象外です。

2027年度に大学等へ進学を希望する人で、次のいずれかに該当する人が予約採用に申し込みます。過去に大学等へ進学し給付奨学金の支給を受けたことがある人は、再度申し込むことができません。

		申込みできる人	注意点
在学中の人	高校等	・2027年3月に初めて高校等（本科）を卒業予定の人	・2026年秋季に卒業予定の人も対象です。
	高等専門学校	・申込時点で高等専門学校第3学年の人	・既に第4学年に進級した人は含みません。
いない人		・初めて高校等（本科）を卒業した年度の末日から申込みを行う日までの期間が2年以内の人 ・高等専門学校第3学年修了後2年以内の人	・高卒認定試験合格（予定）者も対象になる場合があります。 JASSOホームページ にてご確認ください。

外国籍の人へ

外国籍の人は、上記の申込資格を満たし、次の（1）～（6）のいずれかに該当する人であれば申込みができます。なお、申込資格のない在留資格の人が、「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は申込みをしても採用されません。申込みにあたっては、在留資格等の証明書類の提出が必要です。詳細は申込みのてびき 46 ページ（高等専門学校向けは 35 ページ）をご参照ください。

在留資格等*1	条件
（1）法定特別永住者	法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を指します。
（2）永住者	
（3）日本人の配偶者等*2	
（4）永住者の配偶者等*2	
（5）定住者*2	将来永住する意思がある人
（6）家族滞在*2 ※右の①～④すべてを満たす必要があります。	①12歳に達した学年の末日までに日本国に入国した人 もしくは日本国の小学校*3を卒業した人
	②日本国の中学校*3を卒業した人
	③日本国の高校等*3を卒業予定又は卒業した人
	④大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある人

*1 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。

*2 申込時点で在留資格の更新許可申請中であるものの、当該申請にかかる処分がなされていない「特例期間」に該当する場合は、在留資格の証明書類に加え、そのことを示す書類の提出が必要です。
なお、「特例期間」に該当せず、申込時点で在留期間が経過している場合、速やかに出入国在留管理局へご相談ください。

*3 学校教育法第1条に規定する小学校・中学校・高校のことをいいます。※その他根拠法令等は[JASSOホームページ](#)をご参照ください。



進学後に申込資格がないことが判明した場合は、奨学金の採用を取り消します。また、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

給付奨学金に採用されるには学力基準と家計基準のすべてを満たしている必要があります。

1. 学力基準

申込時点で次の(1)又は(2)のいずれかに該当する必要があります(該当しない人は採用されません)。

- (1) 高校等における第1学年から申込時までの評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること(※1)
- (2) 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、入学しようとする大学等における学修意欲を有することが確認できること(※2)

(※1) 評定平均による5段階評価をしていない学校にあっては、これに準ずる学習成績。

(※2) 学修意欲の確認は、高校等において、面談の実施又はレポートの提出等により行います。



① 学力基準を満たしているかの確認は、在籍(卒業)している学校で行います。

② 高卒認定試験合格(予定)者は、高卒認定試験の合格をもって上記の学力基準を満たすものと認められます。

2. 家計基準

あなたと生計維持者について、次の「(1) 収入基準」及び「(2) 資産基準」のすべてに該当する必要があります(該当しない場合は採用されません)。生計維持者は原則としてあなたの父母となりますが、例外については[JASSOホームページ](#)をご確認ください。

(1) 収入基準

提出されたマイナンバーにより2025年(1月~12月)の収入に基づく2026年度住民税情報により算出されたあなたと生計維持者の支給額算定基準額(※1)が下表に該当するか審査を行います(該当しない人は採用されません)。2026年(1月~12月)の収入状況は審査に考慮されないため、申込後に減収(失業等)があっても状況を考慮することはできません。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること
第Ⅳ区分 (※2)	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること
多子世帯 (※2)	第Ⅳ区分の収入基準を超過しているが、多子世帯に属していることが確認できること

(※1) 支給額算定基準額★1 = 課税標準額 × 6% - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額) ★2
(100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人はこの計算式にかかわらず支給額算定基準額が0円となります(以下の例外を除く)。

- ・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、支給額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、支給額算定基準額は0円にならない場合があります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額)に3/4を乗じた額となります。

(※2) 第Ⅳ区分・多子世帯の支援については8~9ページをご確認ください。

進学前離職の特例措置について

給付奨学金を希望する人が、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合、進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置が適用されます。

詳細は[JASSOホームページ](#)をご覧ください。



【参考】収入・所得の上限額の目安



表中の金額はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、**目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。**

（単位：万円）

世帯 人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者（会社員等）の世帯 （年間の総収入金額）				（★）が給与所得者以外（自営業者等）の世帯 （年間の所得金額）			
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	あなた、親①(★)	207	298	373	630	135	192	245	439
3人	あなた、親①(★)、 中学生	221	298	373	630	147	196	250	443
4人	あなた、親①(★)、 親②(無収入)、中学生	271	303	378	635	182	212	287	475
4人	あなた、親①(★)、 親②(給与所得者)、中 学生	親①：221 親②：127	親①：245 親②：165	親①：323 親②：165	親①：589 親②：165	親①：147 親②：127	親①：149 親②：165	親①：202 親②：165	親①：404 親②：165
5人	あなた、親①(★)、 親②(パート)、 大学生、中学生	親①：321 親②：110	親①：395 親②：110	親①：461 親②：110	親①：698 親②：110	親①：217 親②：110	親①：277 親②：110	親①：353 親②：110	親①：530 親②：110

給与を受けている場合は、年間の総収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となっています。

※支払金額…各種保険料等を差し引く前の総収入金額 ※所得金額…売上げから経費を差し引いた金額

あなたが2026年1月1日時点で16～18歳であり、あなたに市町村民税が課税される程度の収入（所得）がないものとして計算しています。

親②（パート）は社会保険に加入していないものとして計算しています。

収入基準に該当するか調べるには・・・

【進学資金シミュレーターで試算する】

[JASSOのホームページ](#)に掲載している「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかおおよその目安として確認できます。

※本シミュレーションの結果は、入力された情報等を基に試算した結果によるものであるため、シミュレーション結果と実際の選考結果に差異が生じる場合があります。あらかじめご承知おください。



【課税（所得）証明書を取得して調べる】

市区町村役場で取得できる令和8年度課税証明書（自治体によっては所得証明書）を用いて、より具体的に支給額算定基準額を試算することができます。詳細は、[JASSOのホームページ](#)をご確認ください。



(2) 資産基準

申込み時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が**基準額 5,000 万円未満**であることが必要です。基準額以上の場合、給付奨学金は支給されません。

●資産の対象となるもの

- ・現金やこれに準ずるもの（退職金含む。投資用資産として保有する金・銀等）
- ・預貯金（普通預金、定期預金）、有価証券や投資信託（株式、国債、社債、地方債等）

※少額投資非課税制度(NISA)による投資額も含まれます。有価証券や投資信託は時価で換算してください。

- ・満期や解約により現金化した保険

※住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

●資産の対象とならないもの

- ・土地、建物等の不動産
- ・満期、解約前の保険の掛け金 ・貯蓄型生命保険や学資保険

1. 一般の課程（通信教育以外の課程）

支給が認められた年月から正規の卒業時期まで、給付奨学金の支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分：4ページ）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。なお、貸与奨学金（無利子）を合わせて利用する場合、貸与奨学金の借りられる額に調整がかかり、0円となる場合があります（10ページ）。

学校種別・ 給付奨学金の支援区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学 専修学校	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
	第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	7,300円 (8,400円)	16,700円	9,600円 (10,700円)	19,000円
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円
	第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	4,400円 (6,500円)	8,600円	6,700円 (8,800円)	10,900円

(※1) 以下のいずれかに該当する人は、カッコ内の金額となります。

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人
- ・社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人
なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

(※2) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

(※3) 自宅通学・自宅外通学については、7ページをご確認ください。

(※4) 多子世帯については、8ページをご確認ください。

2. 通信教育課程

正規の卒業年度まで、給付奨学金の支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分：4ページ）に応じて、右表の金額（年額）が原則として年1回振り込まれます。

※授業形態（印刷教材、スクーリング、放送、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）による金額の違いはありません。

支援区分	(国公立・私立／自宅・自宅外共通)
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円
第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	12,800円

**自宅通学・自宅外通学とは（進学後に審査があります）****(1) 自宅通学**

あなたが 生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により、一時的に別居している場合も自宅通学扱いになります）。

(2) 自宅外通学

あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。自宅外通学に関しては以下の内容をご確認ください。

<p>自宅外通学の条件 ※①～⑤のいずれかに該当する必要があります。</p>	<p>①実家（生計維持者いずれの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安） ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安） ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安） ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安） ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合</p> <p>条件を満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます（※1）。</p>
<p>独立生計者（社会的養護を必要とする人を含む）の対応</p>	<p>社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、上記①～⑤の要件にかかわらず自宅外月額を申請することが可能です。</p>
<p>振込について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・進学届で「自宅外通学」を選択した場合も、当初は「自宅通学」の月額が振り込まれます（※2）。 ・「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を期限までに提出し、不備なく審査終了した後振り込まれます。審査終了後の奨学金振込日に「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。
<p>証明書類の提出</p>	<p>進学後に証明書類の提出が必要です。「自宅外通学」の証明書類については、JASSO ホームページを確認してください。</p>
<p>書類提出が遅延した場合</p>	<p>定められた期限までに不備のない書類の提出がなく、遅れて審査終了となった場合は届出月から自宅外月額に変更されます。</p>

（※1）自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額の支給を受けていた場合、自宅通学となった時点にさかのぼって月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みがなくなる場合があるほか、調整ができない場合は返金していただく場合もあります。また、自宅外通学であることを偽った場合は、不正に得た金額の最大 1.4 倍を返金いただくことがあります。

（※2）進学先が定める期限までに「自宅外通学」であることの証明書類等を提出し、かつ、進学届で「自宅外通学」を選択した人は、所定の期限までに JASSO での書類審査が不備なく終了した場合、当初から自宅外月額が振り込まれることがあります。

**国費による給付金との併給制限**

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、あなたが国費による給付金（※）を受けている間は給付奨学金の支給が止まります。

※国費による給付金とは、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金（訓練手当）、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、教育訓練支援給付金、職業訓練受講給付金を指します。詳しくは、文部科学省ホームページ（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm）掲載資料（「他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の併給調整について」）を参照してください。

上記以外の、国費によらない他団体の奨学金との併用は認めています。ただし、他団体側が認めていない場合がありますので、併用を希望する奨学金の実施団体に確認してください。



3. 第Ⅳ区分の支援について

(1) あなたが多子世帯に属している場合

給付奨学金として、進学先の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる6ページの表の金額が支給されます。また、進学後に進学先の学校へ進学届を提出した場合には、第Ⅰ区分と同額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

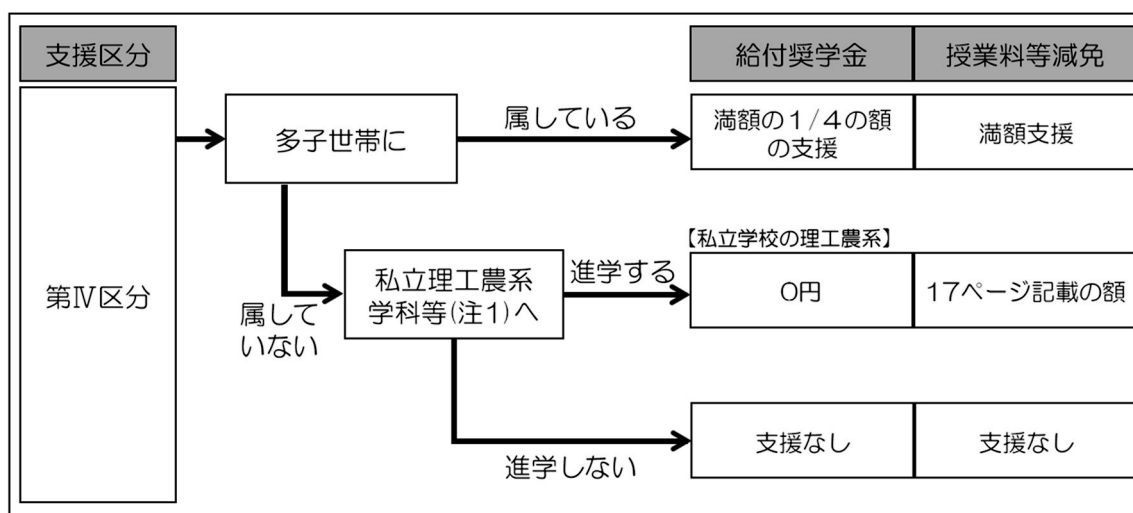
(2) あなたが多子世帯に属しておらず、私立学校の理工農系の学科等に進学した場合

給付奨学金の支給額は0円となりますが、進学後に進学先の学校へ進学届を提出した場合には、授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

(3) 上記(1)・(2) いずれにも当てはまらない場合

給付奨学金を受けることはできず、授業料等減免の認定も受けることができません。

<参考> 修学支援新制度 第Ⅳ区分イメージ



注1 対象となる理工農系の学科等は、文部科学省のホームページにて確認してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm

注2 あなたが多子世帯に属しており、私立学校の理工農系の学科等へ進学した場合には、(1)の支援になります。



奨学金制度⑤

多子世帯支援について

「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が3以上であり、かつあなたが生計維持者に扶養されている場合をいいます。

- あなたが奨学金申込時にスカラネットから入力した生計維持者の扶養親族（申込みのてびき25ページ（高等専門学校向けは17ページ）のうち生計維持者の子どもに該当する者の数
- あなたの生計維持者全員の市町村住民税情報における扶養親族の数の合計

※奨学金申込時に生計維持者の扶養親族として「申込者本人（あなた自身）」が含まれなければ、多子世帯に属していないものとして判定されます。

※生計維持者のいずれかが2026年1月1日時点で海外居住だった場合は確認方法が異なります。 [JASSOホームページ](#)をご確認ください。



1. 対象者

JASSO の審査において、あなたが学力基準（4ページ）を満たしており、「多子世帯に属している」と確認できた場合（8ページ）は、多子世帯の支援を受けることができます。なお、多子世帯の授業料等減免に係る資産基準は、「あなたと生計維持者の資産額の合計が3億円未満であること」となります。

2. 申込方法

多子世帯の授業料等減免支援は、給付奨学金と併せて申込みをします。予約採用では「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）」にお申込みください（申込みのてびき 13 ページ（高等専門学校向けは 12 ページ））。

3. 支援内容

（1）授業料等減免（授業料・入学金）

所得制限なく、下表の金額を上限に支援が受けられます。

（年額）

学校種別	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※支援額は単位未満を四捨五入しています。

※授業料等減免の詳細については、16 ページもご確認ください。

（2）給付奨学金

支給額算定基準額に応じた、支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）の金額が支給されます。支援区分については 4 ページを参照してください。

JASSO で審査の結果、以下の①・②いずれかに該当した場合は、授業料等減免の支援を受けることができますが、給付奨学金の支給額は0円となります。

①多子世帯に属しており、収入基準も支援区分に該当するが、あなたと生計維持者の資産額の合計が5,000万円以上3億円未満の場合

給付奨学金の資産基準（5,000万円未満）は満たしていないため、給付奨学金の支給額は0円となります。

授業料等減免は、多子世帯に属している場合に限り資産基準が3億円未満に緩和されますので、授業料等減免は満額の支援（第Ⅰ区分と同等の支援）を受けることができます。

②多子世帯に属しているが、収入基準の審査をした結果、支援区分（第Ⅰ区分～第Ⅳ区分）に該当しなかった場合

収入基準が第Ⅰ区分～第Ⅳ区分のいずれにも該当しなかったため、給付奨学金の支給額は0円となります。

「多子世帯に属している」ことかつ資産基準を満たしていることが確認できた場合、授業料等減免は満額の支援（第Ⅰ区分と同等の支援）を受けることができます。

(2) 多子世帯の場合

学校種別・ 給付奨学金の区分		第一種奨学金の貸与月額（調整後）			
		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学 (昼間部)	第Ⅰ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	多子世帯（※1）	300円	6,300円	0円	5,600円
短期大学 (昼間部)	第Ⅰ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分（多子世帯）	2,700円	0円	0円	0円
	第Ⅳ区分（多子世帯）	5,200円	1,800円	0円	0円
	多子世帯（※1）	12,500円	18,500円	1,300円	8,300円
専修学校 (昼間部)	第Ⅰ区分（多子世帯）	1,900円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分（多子世帯）	11,600円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分（多子世帯）	21,300円	14,800円	0円	0円
	第Ⅳ区分（多子世帯）	23,800円	20,400円	0円	0円
	多子世帯（※1）	20,000円 31,100円	20,000円 37,100円	3,800円	10,800円
高等 専門学校 (昼間部)	第Ⅰ区分（多子世帯）	7,900円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分（多子世帯）	13,700円	8,600円	0円	0円
	第Ⅲ区分（多子世帯）	19,500円	20,000円	0円	0円
	第Ⅳ区分（多子世帯）	21,000円	22,800円	0円	0円
	多子世帯（※1）	25,400円	31,400円 20,000円	0円	1,600円

(※1) これに該当する人は、給付奨学金は支給されませんが、授業料等減免の支援により、利用可能額が調整されます。所得にかかわらず、資産額が5,000万円以上3億円未満であることにより授業料等減免のみの支援となる人も同額となります。

(※2) 生活保護（扶助の種類は問いません）を受けている生計維持者と同居している人、また、通信教育課程、夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は [JASSO ホームページ](#) をご確認ください。



給付奨学生となるあなた名義の口座に原則毎月振り込みます。進学までに利用できる振込先の口座を開設しておいてください。奨学金振込口座の名義人氏名とあなたのカナ氏名が同一であることが必要ですのでご注意ください。なお、給付奨学金と貸与奨学金に同時に採用された場合、奨学金の種類ごとに振込口座を分けることはできません。

1. 取扱金融機関

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット專業銀行（楽天銀行・住信SBIネット銀行・ソニー銀行・PayPay銀行・auじぶん銀行・セブン銀行・イオン銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行・あおぞら銀行）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

※令和9年4月以降に奨学生として採用された方については、奨学金振込口座として一部を除く地方銀行の利用ができなくなります。

2. 奨学金振込日

初回振込日は大学等への進学後で、具体的には「進学届」（14ページ）の提出時期により異なります。



- ・進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります（18ページ参照）。
- ・下表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。
- ・初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。
- ・進学届の提出時期は進学先にご確認ください。

支給月	振込日	支給月	振込日	支給月	振込日
4月分	4月21日	5月分	5月16日	左記以外の月	毎月11日



奨学金振込口座について

奨学金振込口座は、あなた（申込者本人）のカナ氏名と口座名義人氏名が同一であることが必要です。奨学金振込口座と申込時に入力したカナ氏名が一致しているかご確認ください。

給付奨学金に関するよくある質問

- Q1. 学業成績や家計の経済状況に関する基準を満たしていれば必ず給付奨学生に採用されますか。
- A1. 提出書類等の手続きに不備がなく、家計や学業その他の要件をすべて満たしていることが確認できた人全員が、給付奨学生の採用候補者となります。給付奨学生採用候補者となった人は、確認大学等に進学して所定の手続きをとることにより給付奨学生として採用されます。
- Q2. 給付奨学生に採用されたら、進学先の学校を卒業するまで、給付奨学金の支給を受けることができますか。
- A2. 給付奨学生に採用された後は、定期的に基準を満たしているか審査（適格認定）を受けることになります。学業に関する適格認定は毎年1回（※）行われ、基準を満たさない場合は支給が止まる場合があります。なお、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振な場合などは、支給した金額の返還が必要になる場合があります。また、家計基準の適格認定は、毎年審査を受けることになり、結果は10月分の支給から反映されます（14ページ）。
- ※高等専門学校や短期大学、修業年限が2年以下の専門学校においては年2回（学年の半期ごと）に実施されます。

このほかにも [JASSO ホームページ](#) によくある質問を掲載しています



申込者

進学前

春～ 申込み（4月下旬～）

高校等から申込書類を受け取り、募集している奨学金の種類・提出期限等を確認します。
その後、インターネットで申込情報を入力します。

春～ マイナンバーの提出・「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送（4月下旬～）

インターネットで申込みをした後、あなたと生計維持者のマイナンバーをインターネットで提出します。

その後、1週間以内に「奨学金確認書兼地方税同意書」を簡易書留でJASSOへ郵送します。

※「奨学金確認書兼地方税同意書」以外の書類提出が必要な人は、JASSOから書類提出の案内が届きますので、案内に従って提出してください。

秋～冬 採用候補者決定

採用候補者となった人には、高校等を通じて「採用候補者決定通知」を交付します。

採用候補者

進学後

春～ 進学（2027年4月以降）

○「採用候補者決定通知」等必要書類の提出

進学先の大学等に必要書類を提出し、進学届の提出に必要なIDとパスワードを受け取ります。

○「進学届」の提出

インターネットで「進学届」を提出します。

※授業料等減免（16ページ）については、別途進学先の大学等が定める方法により支援を受けるための手続きを行います。必ず進学先の大学等に手続方法を確認してください。

○採用決定、奨学金の振込開始

「進学届」の提出確認後、奨学金の振込みが始まります。

（毎月の奨学金の振込み）

○在籍報告（毎年4月）

○適格認定（家計）（毎年秋）

○適格認定（学業成績等）（毎年学年末★）

★修業年限が2年以下の短大・専門学校等は毎年学年の半期ごとに行います。

※適格認定（家計）の結果により、支給額の見直しなどを行います。

※この他にも、奨学金支給中に様々な届出や報告を求められることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の支給が遅れたり、支給が止まったりする可能性があります。

※ 奨学金支給中も、マイナンバーにより取得した収入・所得の情報等を用いて支援区分の見直しを行います。

（奨学金支給中）

奨学生

支給終了（卒業）



給付奨学生採用後の新規申込みの制限

給付奨学生に採用された後で、退学等により給付奨学金の支給が打ち切られた場合、他の大学等に再入学した際に再度給付奨学金に申し込むことはできませんのでご注意ください。

奨学生に採用になった後も、必要な手続きがあります。

あなたが必要な手続きを理解し、定められた期間内に手続きを行ってください。

手続きが遅くなった場合や手続きをしなかった場合は、**支給が止まることや、支給を受ける資格を失うことがあります。**

1. 「進学届」の提出

進学後（2027年4月以降）、インターネットより「進学届」を提出します（詳細は、採用候補者となった人にお知らせします）。自宅外月額の支給を受ける人は、「自宅外通学」であることの証明書類を進学先に提出します。



①期限内に「進学届」を提出しなければ奨学生として採用されず、採用候補者の権利を失います。

②自宅外月額の振込みは「自宅外通学」である証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、反映月に「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

2. 適格認定（家計）【毎年】

奨学金支給期間中、毎年、あなたと生計維持者の住民税情報（申込時に提出したマイナンバーにより取得）や、あなたが報告した資産額が、家計基準（4～5ページ）を満たしているかをJASSOが確認し10月分からの支給額に反映されます。



①確認の結果、**支援区分が見直されることにより、10月分から奨学金の支給が止まることや、支給額が変わることがあります。**

②事情により申込時にマイナンバーを提出できない人は、申込時に加え、支給期間中も毎年、収入に関する証明書類等を提出いただきます。書類に不備がある場合や未提出の場合は支給が止まります。

3. 適格認定（学業成績等）【毎年】

在學校により学年末（2年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果がJASSOに報告されます。



次のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給が打ち切られます（学業成績が著しく不振となった場合や、懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります）。

①退学・除籍・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合

②次ページの表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害・傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと（確認大学等が、給付奨学金が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修行年限で卒業又は修了しないことを適当と認めた場合を除く。） 2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。下記に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の6割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が6割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（下記に示す「停止」の区分に該当するものを除く）。
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（2回目の警告が「警告」の区分の2. に掲げる基準のみに該当することによる場合に限り、連続して3回該当する場合を除く）。
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害・傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること（上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く）。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準であること。 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分3. に掲げる基準に該当するものを除く）。

※修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

※「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他やむを得ない事由があると認められるときには、「廃止」又は「警告」の区分に該当しません。

4. 在籍報告【毎年】

在籍状況や通学形態などの申告内容について、定期的（毎年4月）にインターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて報告する必要があります。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。追って報告することで支給が再開されますが、止まっていた期間については当初の支給月数から減じられることがありますので、入力準備用紙等を確認のうえ、提出期限内に報告するようにしてください。



認定の取消し

給付奨学生として採用後は、自己都合により採用を取り消すことはできません。ただし、給付奨学金と併給不可の他団体奨学金等に採用された場合は認定の取消しを願い出ることができます。なお、採用後、申込情報に誤りがあると判明した場合には、認定を取り消すことがあります。

給付奨学金と授業料等減免のどちらも国の「高等教育の修学支援新制度」という一つの制度の一部です。給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免（減額・免除）も同時に受けることができます。

1. 申込み

予約採用又は進学後に在学採用で申込みが可能です。予約採用においては給付奨学金と授業料等減免を一緒に申し込むので、「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）」としての申込みとなります。申込期間は学校で定めているため、在籍している学校に確認してください。

※在学採用で申込みをする場合は、進学先の学校が3. に該当する必要があります。1. 及び2. については進学先の学校に確認してください。

2. 採用決定後の進学先での申請

予約採用で採用候補者となった場合、進学先で申請の手続きを行います。申請時期や申請方法は学校で定めているため、進学後、「進学届」（14 ページ）を提出のうえ授業料等減免の手続きについては、進学先の学校に必ず確認し、手続きの時期を逃さないよう注意してください。

3. 対象校

授業料等減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです（2 ページ）。

4. 減免額（年額）

あなたと生計維持者の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅳ区分：詳細は4 ページ）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び学校種等により定まる17 ページの表の金額が授業料等減免の上限額（年額）となります。

なお、多子世帯の場合、第Ⅰ区分と同等の金額が免除されます。

5. 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の選考要件（基準）と同じく、学力基準、家計基準を満たすことが必要です（4～5 ページ）。

なお、あなたが多子世帯に属している場合、収入基準は「制限なし」、資産基準は「あなたと生計維持者の資産額の合計が3億円未満であること」となります。

1. 適格認定（家計）【毎年】

支援期間中、毎年、家計基準（4～5 ページ）による支援区分の見直しを行い、10月分からの減免額に反映されます。

※給付奨学金の適格認定と同じです（14 ページ）。

見直しの結果、授業料減免の支援が止まることや、減免額が変わることがあります。

2. 適格認定（学業成績等）【毎年】

在学で、学業成績などの基準に関する判定を行います。判定の結果授業料減免の支援が打ち切られることがあります。

打ち切りの基準は給付奨学金と授業料等減免で同じです（14～15 ページ）。

【授業料等減免の上限額（年額）】

学校種・世帯の所得金額に 基づく区分		国 公 立		私 立		
		入学金	授業料	入学金	授業料	
大学	第Ⅰ区分	282,000円 (141,000円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)	
	第Ⅱ区分	188,000円 (94,000円)	357,200円 (178,600円)	173,400円 (93,400円)	466,700円 (240,000円)	
	第Ⅲ区分	94,000円 (47,000円)	178,600円 (89,300円)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)
	多子世帯	282,000円 (141,000円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)	
短期大学	第Ⅰ区分	169,200円 (84,600円)	390,000円 (195,000円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)	
	第Ⅱ区分	112,800円 (56,400円)	260,000円 (130,000円)	166,700円 (113,400円)	413,400円 (240,000円)	
	第Ⅲ区分	56,400円 (28,200円)	130,000円 (65,000円)	83,400円 (56,700円)	206,700円 (120,000円)	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	62,500円 (42,500円)	155,000円 (90,000円)
	多子世帯	169,200円 (84,600円)	390,000円 (195,000円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)	
専修学校	第Ⅰ区分	70,000円 (35,000円)	166,800円 (83,400円)	160,000円 (140,000円)	590,000円 (390,000円)	
	第Ⅱ区分	46,700円 (23,400円)	111,200円 (55,600円)	106,700円 (93,400円)	393,400円 (260,000円)	
	第Ⅲ区分	23,400円 (11,700円)	55,600円 (27,800円)	53,400円 (46,700円)	196,700円 (130,000円)	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	40,000円 (35,000円)	147,500円 (97,500円)
	多子世帯	70,000円 (35,000円)	166,800円 (83,400円)	160,000円 (140,000円)	590,000円 (390,000円)	
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円	
	第Ⅱ区分	56,400円	156,400円	86,700円	466,700円	
	第Ⅲ区分	28,200円	78,200円	43,400円	233,400円	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし	支援なし	43,400円	233,400円
	多子世帯	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円	

(※1) 入学後に「入学金」の減免を申請する場合は、入学後3か月以内に在学期に減免申請を行い、認定を受けた学生が対象です。

(※2) カッコ内は、夜間制の減免額です。

(※3) 私立の大学、短大、専門学校の通信課程における入学金減免上限額（一回限り支給）は30,000円、授業料減免上限額（年額）は130,000円です（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていません）。

(※4) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

(※5) 多子世帯に該当する場合は、第Ⅰ区分と同等の免除を受けることができます。


大学・短期大学・専門課程を置く専修学校への進学前には、受験料や受験に伴う宿泊・交通費、合格後の入学金などの支払いが必要となります。例えば入学金は、国立大学の場合282,000円（標準額（令和7年4月時点））、私立大学の場合240,365円（令和7年度平均（注））となっていますが、JASSOの給付奨学金の支給や大学等の授業料・入学金の減免（※1）は、進学後に行われるものであり、進学前に必要となる教育資金に充てることはできませんので、進学前に必要な資金の準備が必要です。資金の準備にあたっては、以下の制度（※2）のご利用もご検討ください。


※1 学校によっては、入学金等の支払いを猶予する制度を設けている場合がありますので、詳しくは、進学先の学校に確認してください。

※2 各制度とも利用に当たっては審査があります。審査の結果、利用できない場合もありますのであらかじめご承知おきください。

（注）出典：文部科学省「私立大学等の令和7年度入学者に係る学生納付金等調査」

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）	
融資限度額	就学支度費 500,000円【無利子】 ※貸付対象は学校に入学する際に必要な入学金等であり、受験料など受験に伴う費用は原則として対象となりません。
対象	必要な資金の融通を他から受けることが困難な低所得世帯（市町村民税非課税程度の世帯）
備考	<ul style="list-style-type: none"> 保証人不要（世帯内で連帯借受人が必要） 償還期限：据置期間経過後20年以内（据置期間は卒業後6か月以内）
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会

国の教育ローン（日本政策金融公庫）	
融資限度額	3,500,000円【有利子】
対象	融資の対象となる学校に入学・在学する人の保護者
備考	<ul style="list-style-type: none"> 授業料・入学金の減免分は融資の使いみちに含まれることができません（減免分以外の授業料・入学金、受験費用、自宅外通学に必要な住居費用などが対象）。 子供の人数に応じて、世帯年収による制限あり。（例．子供2人の場合世帯年収が890万円以内） 低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。 『国の教育ローン』の融資を受けられた場合には、JASSOの入学時特別増額貸与奨学金を利用することができません（貸与奨学金案内24ページ）。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html 

入学時必要資金融資（労働金庫）	
融資限度額	あなたがJASSOの入学時特別増額貸与奨学金で借りる額（～500,000円）【有利子】
対象	入学時特別増額貸与奨学金（貸与奨学金案内24ページ）の採用候補者となった人
備考	進学後にJASSOから振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する約束をすることで、進学前に労働金庫から融資を受けることができる制度です。予約採用で貸与奨学金と入学時特別増額貸与奨学金を申し込み、採用候補者となる必要があります。※詳細は貸与奨学金案内25ページもご覧ください。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/service/loan/life.html 

※他にも、母子父子寡婦福祉貸付金（給付奨学金受給者は、償還に条件があります）等の制度があります。

～ご案内～

ホームページの便利なコンテンツ

● 進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで受けられる奨学金の種類や金額、学生生活を送るための収支を試算できる便利なシミュレーションツールです。



● 「奨学金相談サイト」

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できる Q&A サイトです。お電話でのお問合せの前に、是非ご活用ください。



申込みに関するお問合せ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問合せに関する相談窓口です。



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

インターネットからのマイナンバーの提出や「奨学金確認書兼地方税同意書」の作成・提出に関するお問合せ先です。



0570-001-320 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

【申込情報の保護について】

申込み及びマイナンバーの提出は、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(*)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金支給業務及び奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。